

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大分県 中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	市町村は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務において取り扱う。 介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者等の所得情報、年金情報、生活保護情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報、口座情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。 また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。
③システムの名称	介護保険システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条 別表68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表93の項及び94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部介護長寿課 電話0979-62-9804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部介護長寿課 電話0979-62-9804
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	正副担当を配置し、複数人によるチェック体制を整備し、人為的ミス発生リスク対策をしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証管理や、担当係内においても短業務によって必要業務に関係のある個所のみ閲覧ができるような権限付与を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護長寿課長 奥田 吉弘	介護長寿課長 吉富 浩	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護長寿課長 吉富 浩	介護長寿課長 今泉 俊一	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目2. 対象者数いつ時点の計数か	平成27年11月30日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年11月30日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目2. 対象者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IVリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策8. 監査実施の有無	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策9. 従業者に対する教育・啓発従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	II しきい値判断項目2. 対象者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護長寿課長 今泉 俊一	介護長寿課長	事後	所属長の役職名のみに修正
令和2年9月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法 第19条第1項第7号 別表第二の93の項及び94の項	番号法 第19条第8号 別表第二の93の項及び94の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9804	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム サービス検索・電子申請機能	事後	びったりサービスの利用に伴う修正
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部介護長寿課	健康福祉部介護長寿課	事後	部署名の変更に伴い修正
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部介護長寿課	健康福祉部介護長寿課	事後	部署名の変更に伴い修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規	事後	様式変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	様式変更によるもの